

関駅西口駅前広場

平成26年3月末完成を目指し、 工事に着手します

◆照会先 都市整備課 ☎23-7981

市では、長良川鉄道関駅西側に公共交通結節機能を持った駅前広場を整備します。高速バスや路線バス、関シティバスが乗り入れ、鉄道、自家用車などの乗り継ぎを便利にし、観光客の増加を目指します。この工事に伴い、本年7月から工事完了まで文化会館臨時駐車場は使用できなくなります。利用者の方にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

整備地

関市東桜町地内（対象面積 約7,900平方メートル）

整備する施設

①駅前広場

- バス・一般車・タクシー乗降場、バス・観光案内所、バス待合所、トイレ
- 関駅との連絡通路
- 駐輪場

バス待合所からバス乗降場、タクシー乗降場まで、バス待合所から関駅西側ホームまでの通路については屋根を設置します。

②駐車場（緊急時一時避難所）

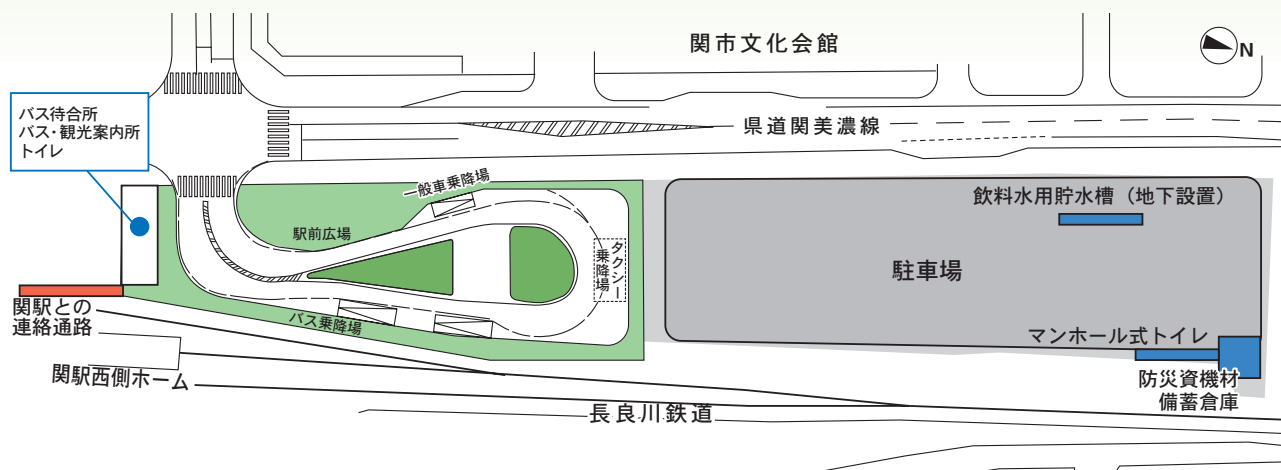
●駐車場機能

- 駐車場（普通自動車 170 台程度）

※駐車場利用については、有料を予定しています。なお、文化会館の利用や鉄道・バスなどの送迎の場合は、駐車場が無料で利用できるように検討しています。

●一時避難所機能

- 飲料水用貯水槽 100t 1 基（設置済）、防災資機材備蓄倉庫、マンホール式トイレ、太陽光発電式照明灯



節電にご協力を

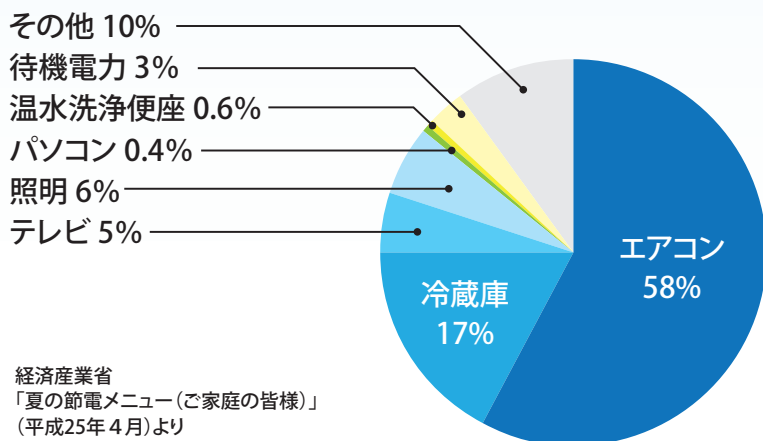
今夏も電力不足が懸念されます。日ごろからご家庭でも「節電」に心掛けていただいていると思いますが、9月30日までの、平日午前9時～午後8時の使用電力を減らし、無理のない節電にご協力をお願いします。

◆照会先 生活環境課 ☎23-7702

節電の基礎知識

夏の日中（午後2時ごろ）には、在宅世帯では平均で約1,200ワットの電力を消費しており、エアコンがその約半分を占めています。

○夏の昼間（午後2時頃）の電気機器の使用例（在宅世帯の例）



※出典：資源エネルギー庁推計

夏を涼しく

◆緑のカーテンを育てる

ゴーヤやアサガオなど、夏に育つ植物を植えます。日陰を作り、熱を遮る効果があります。

◆打ち水をする

朝や夕方、コンクリートやアスファルト、バルコニーや庭などに雨水や風呂の残り水などで打ち水します。気化してたまった熱を逃してくれます。

◆「すだれ」や「よしず」を使う

窓からの日差しを和らげ、エアコンの節電になります。

◆寝具を工夫する

い草や麻のほか、汗を吸収・蒸発させる素材で寝苦しさを和らげましょう。

家庭での節電メニュー

製品	節電方法	削減率
エアコン	室温は28度に（冷房の設定温度を2度上げた場合）	10%
	エアコンを消し、扇風機を使う	50%
冷蔵庫	設定を「強」から「中」にし、扉を開ける時間を減らし、食品を詰め込まない	2%
照明	日中は不要な照明を消す	5%
テレビ	省エネモード設定し、画面の輝度を下げ、必要な時以外は消す（省エネモードに設定し、使用時間を2/3に減らした場合）	2%
ジャー炊飯器	早朝にタイマー機能で1日分まとめて炊き、冷蔵・冷凍庫に保存	2%
待機電力	本体の主電源を切る。長時間使わない機器はプラグを抜く	2%

資源エネルギー庁推計。在宅家庭の日中の最大使用時（約1,200W）に対する削減率の目安

このほかにも、消費電力の大きい電気製品は午前9時～午後8時を避けて洗濯乾燥機、ホットプレート、浴室乾燥機、電子レンジなど1,000Wを上回る消費電力の大きい電気製品は、平日の日中（午前9時～午後8時）を避けて使いましょう。

※節電は無理のない範囲で、熱中症などにご注意ください。

詳しくは、資源エネルギー庁ホームページ <http://www.enecho.meti.go.jp/>

高齢者のための 在宅福祉サービス

平成 25 年度

市では高齢者の方々に独自のサービスを行っています。サービスを上手に利用して、元気で楽しい毎日を過ごしましょう。なお、事業によっては、所得制限、世帯構成などにより利用できない場合があります。詳細については、高齢福祉課までお尋ねください。

照会先 高齢福祉課 ☎ 23-7730

5 コミュニティ・サポート

- ◆内 容 サポーターを派遣し、簡単な日常生活上のお手伝いをします。
- ◆対象者 65歳以上の一人暮らしの方および高齢者世帯などの方で、支援を必要とする方
- ◆利用期間・利用料金
週 1 回 1 時間程度、1 回100円



6 配食サービス

- ◆内 容 高齢者向けの栄養バランスのとれた弁当（昼食のみ）を自宅まで配達します。
- ◆対象者 前年の所得税が世帯全員非課税で、次に該当する方
 - ・65歳以上の一人暮らしの方および高齢者世帯の方で調理の困難な方
 - ・上記に準ずる身体障がい者（1級～3級）の方で調理の困難な方
- ◆利用期間・利用料金
毎日の昼食（お盆、年末年始を除く）
※地域により異なります
1 食 390 円

7 緊急通報システム

- ◆内 容 急病などの場合に、通報装置またはペンダントの「非常ボタン」を押すと、自動的に消防署に通報されます。一般アナログ回線の電話を利用するシステムです。
- ◆対象者
 - ・65歳以上の一人暮らしの方および高齢者世帯の方で、身体上、慢性疾患があるなど、日常生活で常時注意を要する方
 - ・一人暮らしの身体障がい者(1級～3級)の方
- ◆利用負担金 所得に応じて利用者負担が必要

8 日常生活用具の給付

- ◆内 容 生活に不安がある高齢者の方に、下記の日常生活用具を、無料で給付します。
 - ・電磁調理器、手押し車、火災報知器、家具転倒防止用具
- ◆対象者 住民税非課税世帯で、65歳以上の一人暮らしの方や高齢者世帯の方
※火災報知器家具転倒防止用具は要支援 1 以上の介護認定も必要

1 虚弱高齢者ホームヘルパー

- ◆内 容 ホームヘルパーを派遣し、日常生活上の援助を行います。
- ◆対象者 65歳以上の一人暮らしの方および高齢者世帯の方で要介護認定の申請をしていない方
- ◆利用期間・利用料金
週 1 回 1 時間程度、1 回310円

2 緊急時ショートステイ

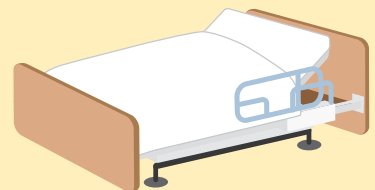
- ◆内 容 家族が冠婚葬祭などで不在のときに、一人にしておくのが心配な高齢者の方を一時的に施設で預かり、宿泊、入浴、食事などのサービスを提供します。
- ◆対象者 一時的に養護を必要とする65歳以上で次に該当する方
 - ・虚弱な高齢者
 - ・要介護認定者（要支援 1～要介護 5）
- ◆利用期間・利用料金
1 年につき 7 日以内
利用料についてはお問い合わせください。

3 生きがい活動支援通所

- ◆内 容 高齢者の方が集まり、レクリエーションや趣味活動などを行って、1 日を楽しく過ごします。
- ◆対象者 65歳以上で、要介護認定の申請をしていない方
- ◆利用期間・利用料金
週1～2 回、1 回400円
(食費、送迎費、教材費などが別途必要)

4 日常生活用品のレンタル

- ◆内 容 病気やけがなどで、一時的に日常生活用具が必要になった高齢者の方に、短期間に限り、電動ベッドやエアーマットを貸し出します。
- ◆対象者 65歳以上で、要介護認定の申請をしていない方
- ◆利用料金・電動ベッド：1 カ月300円
・エアーマット：1 カ月310円



12 寝具乾燥消毒サービス

- ◆内 容 毎月1回、寝具を回収し、乾燥消毒後、お届けします。
- ◆対象者 ・65歳以上の一人暮らしの方および高齢者世帯などの方で、身体が虚弱などのため、日ごろ寝具を干すことが困難な方
・上記と同程度の身体障がい者の方
- ◆利用料金 基本料：1回525円

13 高齢者紙おむつ購入券支給

- ◆内 容 年6万円分の購入券を前期・後期の2回に分けてお渡します。
- ◆対象者 ねたきりまたは重度の認知症で、常に介護を必要とする65歳以上で、要介護3以上の介護認定を受けており、常時おむつを使用している高齢者を介護している方
- ◆利用負担金 年6,000円（支給額の1割）

14 地域包括支援センター

- ◆内 容 来所、電話、訪問などで、介護の相談やアドバイス、無料で行います。
【富野を除く旧関地区】
中央地域包括支援センター（☎25-2988）
【富野地区、武儀・上之保事務所管内】
東地域包括支援センター（☎49-2122）
【洞戸・板取・武芸川事務所管内】
西地域包括支援センター（☎0581-58-2711）
- ◆対象者 65歳以上の方

9 徘徊高齢者検索システム

- ◆内 容 高齢者の方が徘徊した場合に居場所を探索して早期発見するための居場所を知らせる機器を貸し出します。
- ◆対象者 徘徊の見られる65歳以上の認知症の方（40歳以上の介護保険特定疾病対象者を含む）を介護している方
- ◆利用料金 基本料金：1カ月500円

10 ねたきり高齢者等介護者慰労金

- ◆内 容 1カ月5,000円の慰労金を支給します。
- ◆対象者 介護認定において要介護3以上の認定を受けているねたきりまたは認知症の65歳以上の市内在住高齢者の方を常時在宅で介護している方その他、要件があります。くわしくはお問い合わせください。

11 高齢者いきいき住宅改善助成

- ◆内 容 高齢者の方が自宅で安全に生活できるよう、65歳以上の方の専用居室、浴室、洗面所、台所、便所などの床段差の解消や手すりの取り付けなどの住宅改修費の一部を助成します。
- ◆対象者 高齢福祉課へお問い合わせください。
- ◆利用助成金 工事費の限度額25万円
※所得税課税額に応じて利用者負担が必要

国民健康保険のお知らせ

■高齢受給者証の更新

現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は、7月31日（水）です。

高齢受給者証は、70歳以上75歳未満の国民健康保険の被保険者に交付しており、保険証と一緒に医療機関に提示してもらうものです。所得などにより自己負担割合を判定し、8月1日以降有効のものを7月末日までに郵送します。

■限度額適用・標準負担額減額認定証の申請

有効期限が7月31日までの限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されている方に、申請のための案内を7月上旬に郵送します。案内が届いていない方や、今まで認定証をお持ちでなかった方で、入院の予定があるなど高額療養費に該当すると思われる方は申請してください。なお、認定証の交付日は申請月の1日ですのでご注意ください。

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」とは

医療費の自己負担が高額になった時、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すれば、医療機関への支払いが自己負担限度額ま

でとなります。

この認定証は、保険税を滞納していると交付できません。また、70歳以上の方は、低所得の方（同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税）のみ交付できます。

◆照会先 国保年金課（☎23-7701 FAX 23-7739）

国民年金保険料免除制度

収入の減少や失業などにより保険料を納めることが経済的に困難な場合、全額または一部（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）が免除になる制度があります。

通常の免除申請は、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象になりますが、退職（失業）時の免除申請は、退職された方の所得が審査の対象から除かれます。

病気や事故で障害が残ったときの障害年金などの受給ができます。

◆手続き 失業したことを確認できる公的機関の証明（雇用保険受給資格者証など）の写しおよび年金手帳を持参し、年金事務所または国保年金課窓口で手続きしてください。

◆照会先 美濃加茂年金事務所（☎0574-25-8181）、国保年金課年金係（☎23-6724）

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

◆照会先 高齢福祉課 ☎23-7734

●保険証（被保険者証）を更新します

《7月31日まで・うすい緑色》

被保険者番号 ○○○○○○○○	
氏 名	広域 太郎
一部負担金の割合	○ 割
有効期限	平成25年7月31日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限
被保険者番号○○○○○○○○○ 平成25年7月31日
住 所 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地

氏 名	広域 太郎	性 別	男
生 年 月 日	昭和○○年○○月○○日		
資格取得年月日	平成○○年○○月○○日		
発 効 期 日	平成○○年○○月○○日		
交 付 年 月 日	平成○○年○○月○○日		
一部負担金の割合	○ 割		
保 険 者 番 号	○○○○○○○○○		
保 険 者 名	岐阜県後期高齢者医療広域連合		

《8月1日から・うすい紫色》

被保険者番号 ○○○○○○○○	
氏 名	広域 太郎
一部負担金の割合	○ 割
有効期限	平成26年7月31日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限
被保険者番号○○○○○○○○○ 平成26年7月31日
住 所 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地

氏 名	広域 太郎	性 別	男
生 年 月 日	昭和○○年○○月○○日		
資格取得年月日	平成○○年○○月○○日		
発 効 期 日	平成○○年○○月○○日		
交 付 年 月 日	平成25年 8月 1日		
一部負担金の割合	○ 割		
保 険 者 番 号	○○○○○○○○○		
保 険 者 名	岐阜県後期高齢者医療広域連合		

後期高齢者医療制度の保険証（後期高齢者医療被保険者証）は、関市に住所を有するすべての75歳以上の方と、65歳から74歳の方で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入された方に交付されます。

現在の保険証の有効期限は平成25年7月31日となっていますので、8月1日からは7月中にお送りする新しい保険証をご使用ください。

新しい保険証は、現在のうすい緑色から、うすい紫色になります。

●平成25年度の保険料額が決定しました

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、平成25年度の保険料は平成24年中の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療制度の被保険者になられた方に対して、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

【保険料の決まり方】

平成25年度の保険料 限度額55万円（年額） 100円未満切捨て	=	均等割額 被保険者1人当たり 40,670円	+	所得割額 被保険者の所得※ × 所得割率 7.83%
--	---	------------------------------	---	----------------------------------

※所得＝総所得金額等－基礎控除額33万円

●平成25年度の保険料の軽減措置について

①均等割額の軽減

世帯の所得に応じて、均等割額が軽減されます。（詳しくは、高齢福祉課にお問い合わせください。）

②所得割額の軽減

所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、所得割額が一律5割軽減されます。

③被用者保険の被扶養者であった方の軽減

被用者保険※の被扶養者であった方は、所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減されます。

※被用者保険…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称（国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません。）

●保険料のお支払いを年金から口座振替に変更できます

保険料は、口座振替でのお支払いに切り替えることができます。口座振替によるお支払いを希望される方は高齢福祉課にお問い合わせください。

商工業者・勤労者に対する市の 補給・補助金制度を紹介します

◆照会先 商工課 ☎23-6752

補給制度

○信用保証料補給○

関市小口融資の運転資金を借りた方への保証料補給

補給額 信用保証料率の1%以内の額

申し込み 融資を受けた日から3カ月以内に当課へ

岐阜県中小企業資金融資のうち小規模企業資金の運転資金を借りた方への保証料補給

補給額 信用保証料率の1%以内の額

申し込み 融資を受けた日から3カ月以内に当課へ

岐阜県中小企業資金融資の経営安定資金のうち、同和地区小規模事業資金の運転資金、設備資金を借りた方への保証料補給

補給額 信用保証料率の1%以内の額

申し込み 融資を受けた日から3カ月以内に当課へ

岐阜県中小企業資金融資のうち、元気企業育成資金の運転資金を借りた方への保証料補給

補給額 対象融資1,000万円までの信用保証料額のうち信用保証料率の1%以内の額

申し込み 融資を受けた日から3カ月以内に当課へ

前述以外の岐阜県中小企業資金融資の運転資金を借りた方への保証料補給

補給額 対象融資500万円までの信用保証料額のうち信用保証料率の1%以内の額

申し込み 融資を受けた日から3カ月以内に当課へ

○中小企業設備資金利子補給○

市内で1年以上同一事業を営んでおり、金融機関等から設備資金のための融資を受けた中小企業の方への利子補給

対象事業 農業、林業、漁業、金融・保険業以外の業種を営んでいる方など（詳細については当課へ）

対象設備 経営合理化のための機械、営業車（乗用車には営業登録が必要）、備品の購入、設置及びこれに伴う工場又は店舗の増築

補給額 借入元金1,000万円以内（所得制限あり）で年利2%以内の利子1年分

申し込み 融資を受けた日から1年以内に当課へ

融資制度

○小口融資○

市内に事業所があり、従業員が20人以下（商業・サービス業については5人以下）の法人または個人で、市内で1年以上同一事業を営む方への資金融資

○事業所従業者等生活資金融資○

市内に居住し、かつ事業所に勤務し賃金、給料の支給を受けている方または従業員3人以下（家族従業員を除く）の小規模事業を営んでいる方で、1年以上勤務している方への資金融資

このほか商工業関係では、次の奨励金・補助金制度について、拡充しました。

企業立地促進 奨励金制度

関市外から市内へ立地した企業や市内企業の移設・増設について工場等の投資額が基準規模以上の場合、工場等に係る固定資産税相当額を限度とした奨励金を交付する制度
平成25年4月以降、この制度について次のとおり拡充しました。

●対象業種を拡充しました。

●工場等設置奨励金の交付年度を、3年度間から5年度間へ拡充しました。

見本市出展事業 費補助金制度

国内外での見本市出展に要する経費のうち、小間料の3分の1以内の額の補助金を交付する制度
平成25年4月以降の出展について、次のとおり拡充・変更しました。

●1回の出展見本市に対する補助金の限度額を

国内で出展する見本市・・・5万円 → 10万円

海外で出展する見本市・・・10万円 → 20万円

に、それぞれ拡充しました。

●1年度内に1事業所に交付する補助金の限度額を、20万円から30万円に拡充しました。

●支払った小間料の額が3万円未満となる出展については、補助対象外としました。

第63回社会を明るくする運動

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

7月は「社会を明るくする運動」 強調月間です

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

〈照会先〉 福祉政策課 ☎ 23-9032

気軽に相談を

犯罪や非行予防、更生保護に関する相談を保護司が行っています。秘密は必ず守られますので、気軽に相談ください。（来訪の際は、事前に連絡してください。）

相談員の皆さん			— 敬称略 —
氏 名	住 所	電 話	
宮 本 洪 純	下 有 知	22- 3642	
伊 佐 地 金 嗣	鋳 物 師 屋	22- 3485	
足 立 勝	小 瀬	22- 2644	
塚 原 孝 子	仲 町	22- 8642	
木 戸 道 子	中 福 野 町	24- 1618	
酒 井 啓 道	上 之 保	47- 2638	
亀 山 静 子	東 仙 房	23- 0399	
長 屋 長 久	板 取	0581-57-6733	
紀 藤 昌 行	東 日 吉 町	22- 0858	
大 野 恭 三	小 野	29- 0532	
亀 山 良 平	小 屋 名	28- 3257	
國 光 正 宏	下 之 保	49- 2048	
平 田 良 雄	西 田 原	24- 5443	
長 尾 嘉 市	富 之 保	49- 2911	
早 川 弘 昭	鋳 物 師 屋	22- 6044	
安 田 好 良	常 盤 町	22- 0992	
森 とき 枝	下 白 金	28- 4164	
吉 田 正 道	武 芸 川 町 谷 口	46- 3263	
清 水 善 光	吉 田 町	22- 0563	
清 水 宗 夫	十 軒 町	22- 3617	
河 村 登 志 子	旭 ケ 丘	22- 8282	
小 澤 咲 枝	上 白 金	28- 2634	
水 口 勲	豊 岡 町	23- 2018	
尾 口 文 良	下 有 知	22- 3718	
日 野 安 晃	朝 倉 町	22- 6017	
新 海 正 美	春 日 町	22- 9572	
川 村 守 雄	西 田 原	22- 5904	
遠 藤 兵 庫	肥 田 瀬	22- 4390	
小 川 哲 秀	武 芸 川 町 平	46- 3006	
竹 山 弘 道	倉 知	22- 0350	
塚 原 眞 一 郎	山 田	28- 3764	
早 川 誠 一	肥 田 瀬	22- 7818	



運動の始まり

戦後間もないころ、貧困を原因の一つとする子どもたちの非行が、大きな社会問題になっていました。昭和24年7月、東京・銀座商店街の延べ2000人もの人々が立ち上がり、「不幸な子ども達を救いませう」の看板を掲げ、犯罪予防と少年保護を訴える「銀座フェア」を開催。この市民運動がきっかけとなり、「社会を明るくする運動」が始まりました。

地域社会で子どもたちを守る

ここ数年、少年による凶悪重大な事

地域社会が更生を助ける

犯罪を犯した人や非行に陥った少年もいずれば地域に戻り、地域の一人として生活していくことになります。更

件が相次ぎ、また、いじめ、不登校、ひきこもりなどのさまざまな問題が起こっています。一方、子どもたちが性犯罪や児童虐待など、悲しい事件の被害者となってしまう、何ともやりきれない事件が起こっているのも実情です。

次代を担う子どもたちを非行や犯罪から守るためには、地域社会が一体となって、社会環境の浄化に取り組むことが大切です。

「いきいき」した 明るい地域社会を

「いきいき」と心豊かに暮らせることは、だれもが持つ共通の願いのほずです。人と人、心と心が触れ合うことのできる地域社会づくりが大切です。

生と社会復帰を図るためには、本人の強い意志とともに、家庭や職場、学校、地域の方々の理解と協力が不可欠となります。この理解と協力は、犯罪や非行の原因、背景に対する認識を深め、防止にもつながるはずで

『これから』をもっと楽しみたい60歳・70歳代のあなたへ

脳力アップ教室

懐かしい歌の歌唱、レクリエーション、料理などを体験しながら、仲間と一緒に『認知症』を予防する方法を学ぶ教室です。

●日時・場所

	時間	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	申し込み締め切り日
関市保健センター	9:30～11:30	8月5日(月)	8月19日(月)	9月2日(月)	9月12日(木)	9月26日(木)	10月7日(月)	7月22日(月)
武芸川保健センター	10:00～12:00	8月2日(金)	8月16日(金)	8月30日(金)	9月13日(金)	10月4日(金)	10月11日(金)	7月19日(金)
武儀保健センター	10:00～12:00	10月9日(水)	10月22日(火)	11月5日(火)	11月19日(火)	12月3日(火)	12月17日(火)	9月25日(水)
洞戸保健センター	9:30～11:30	10月10日(木)	10月24日(木)	11月8日(金)	11月21日(木)	12月6日(金)	12月19日(木)	9月26日(木)

全6回コースの教室です。

●参加費 無料

●対象 65歳～74歳の方

●定員 各会場20人(申し込み多数の場合は抽選。結果は後日連絡します。)

●申込・照会先

関市保健センター

☎24-0111

FAX23-6757

武芸川保健センター

☎46-2899

FAX46-1270

武儀(上之保)保健センター

☎40-0020

FAX49-3189

洞戸(板取)保健センター

☎0581-58-2204

FAX0581-58-2202

姉妹都市だより 氷見市から 51

氷見市に来られ！



昨年、大好評だった姉妹都市の皆さんへのプレゼント進呈企画を今年もやります！氷見市に宿泊された姉妹都市にお住まいの方、先着1,000人に氷見市の特産品をプレゼントします。関市民の皆さん、この機会に氷見市に宿泊しませんか。天からのプレゼント、パノラマのように広がる日本海から昇る幻想的な朝日を見ることが出来るかもしれません。いつ氷見に来るの？「今でしょ！」

※プレゼントは「ひみ番屋街」内にある「氷見市観光情報センター」でお渡しします。宿泊したことが分かる領収書と住所の分かるもの(免許証など)をお持ちください。



照会先 氷見市企画政策課 ☎ 0766-74-8007